

【アンケート調査票】

＜北区長の退職金に関するアンケート＞

問1 貴事業所の業種を教えてください。

- | | | |
|---------------------|------------|-----------|
| 1. 建設業 | 2. 製造業 | 3. 情報通信業 |
| 4. 運輸業 | 5. 卸売・小売業 | 6. 金融・保険業 |
| 7. 不動産業 | 8. 飲食業・宿泊業 | 9. 医療・福祉 |
| 10. 教育・学習サービス | 11. サービス業 | |
| 12. その他（上記に含まれない業種） | | |

問2 貴事業所の従業員数を教えてください。

- | | |
|------------|-------|
| 1. 正社員数 | () 人 |
| 2. パート従業員数 | () 人 |
| 3. その他 | () 人 |

【区長退職金の性質と支払い方法について】

区の一般職員（公務員）の退職金は、民間企業の職員と同様に、退職時に支払われております。退職金は、退職時までの勤続年数や在職中の功績などに応じて額が決められ、退職後の生活保障などを目的として支払われることが一般的です。

現在、選挙によって選ばれる区長に対しても、条例に基づき、任期が終わる際に退職金が支払われていますが、区長退職金の性質や支払方法について、以下の問いにお答えください。

問3 区長へ支払う退職金は、どのような性質が適切と考えますか？（複数回答可）

- | |
|----------------------------------|
| 1. 任期中の勤続に対する報酬（一般的な退職金の考え方） |
| 2. 功績に対する報酬（在職中の功績、功労に対して支払うもの） |
| 3. 生活保障としての報酬（退職後の生活保障を目的に支払うもの） |

問4 多くの自治体において、市区町村長の退職金は、1期4年の任期ごとに支払われています。北区長の退職金も同様に1期4年の任期ごとに支払われていますが、この支払方法をどのように考えますか？

- | |
|--|
| 1. 現状のままでよい（再選した場合も現在の退職金額を任期ごとに支払う） |
| 2. 再選した場合にも任期ごとに支払うが、2期目以降の金額は変更した方がよい |
| 3. 再選した場合には任期ごとに支払わず、最後の任期終了時に支払う方がよい |

【退職金の額について】

区政全般にわたる責任者であり、区役所の代表者として職務を執行する区長には、条例に基づき、1期4年の退職金として約2,300万円が支払われます。

《参考》条例に定める北区長の退職手当算出方法

(1年につき) 退職日の給与月額 $\times 500/100 = 1,162,000$ 円 $\times 500/100 = 5,810,000$ 円

(1期4年の場合) $5,810,000$ 円 $\times 4$ 年 $= 23,240,000$ 円

※現在の区長の任期(令和5~9年)に対する退職金は、特例条例により支払わないことにしました。

なお、特別区23区における区長退職金の平均支給額は約2,026万円(最高額約2,700万円、最低額約1,500万円)となっており、各区の条例に基づいて支払われますが、区長の退職金の額や決定方法について、以下の問いにお答えください。

問5 条例で定める区長の退職金の額について、どう思いますか？

1. 低いと思う
2. 妥当な金額だと思う
3. 高いと思う

問6 北区では、東京都北区特別職報酬等審議会において、人事院勧告や他自治体の金額等を参考にしたうえで、外部の専門家の意見を踏まえ、特別職の報酬等を決定し、条例で定めています。この決定方法についてどう思いますか？

1. 妥当である
2. 変更するべきである
3. わからない

アンケートは以上となります。

ご協力いただきまして、ありがとうございました。